国民健康保険税の税率改定について

国民健康保険の歳入不足を補い、将来に向けて安定的な国保事業の運営を図るため、令和７年度の国民健康保険税率を改正します。

課税の内訳	令和7年度			
	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分（40～64歳の方）	合計
所得割 旧ただし書き所得(※1)×税率	8.35% (+0.65%)	2.69% (+0.19%)	2.35% (+0.25%)	13.39% (+1.09%)
均等割 被保険者１人あたり(年)	36,000円 (+5,400円)	10,800円 (+600円)	12,000円 (+3,000円)	58,800円 (+9,000円)
平等割 １世帯あたり(年)	24,000円 (±0円)	7,200円 (±0円)	6,000円 (▲600円)	37,200円 (▲600円)
限度額 世帯あたりの賦課限度額(年)	660,000円 (+10,000円)	260,000円 (+20,000円)	170,000円 (±0円)	1,090,000円 (+30,000円)

※1　旧ただし書き所得とは、総所得金額等から基礎控除を除いた金額です。
※2　(　)内は前年度比です。

モデル世帯による保険税額比較表

	モデル世帯１	モデル世帯２	モデル世帯３	モデル世帯４
世帯構成	単身70歳 年金収入150万円 (世帯総所得40万) ※7割軽減世帯	夫71歳 年金収入264万円 妻70歳 年金収入　72万円 (世帯総所得154万円) ※2割軽減世帯	夫41歳 営業所得140万円 妻36歳 給与収入130万円 子10歳 (世帯総所得215万円)	夫48歳 営業所得491万円 妻42歳 給与収入200万円 子14歳、子12歳 (世帯総所得623万円)
令和７年度 (　)内は前年度比	23,400円 (+1,800円)	222,200円 (+18,800円)	354,700円 (+33,700円)	967,200円 (+87,900円)

■ 内灘町の国民健康保険財政の状況

内灘町国民健康保険は平成16年度に赤字となり、以後、令和4年度に累積赤字を解消するに至るまで財政の健全化に向けて、特定健診の受診率の向上など保健事業を積極的に行い、医療費の適正化に努め、できる限り保険税の上昇を抑えてきました。しかしながら、近年、社会保険加入要件の緩和や高齢化の進展などによる国保加入者の減少や、医療の高度化や保険適用の拡充による医療費の増加などにより、現在の保険税収入で、県に納付する国民健康保健事業納付金等の支出を賄うことが困難となっています。

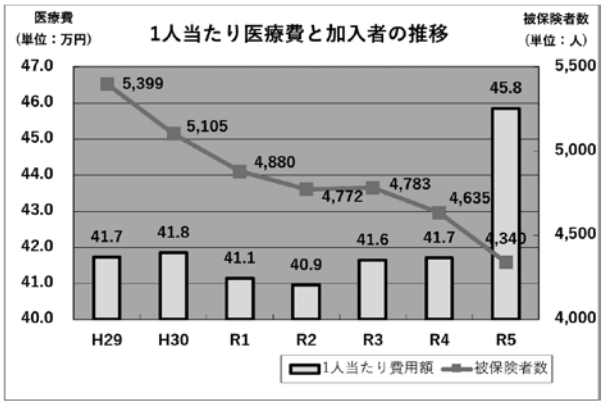

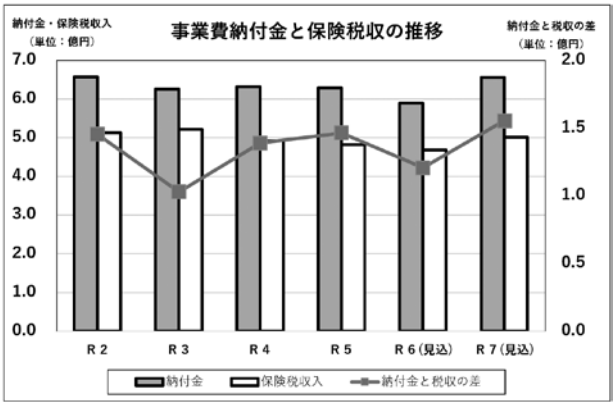

■ 今後の保険税を抑えるためには

高齢化や生活習慣病などの慢性疾患の増加など、様々な理由で医療費が増加傾向にあります。

皆様が健康であることが最大の歳出抑制につながります。

特定健診の受診やジェネリック医薬品（後発医薬品）のご利用にご協力をお願いします。

保険税収納率の向上にも取り組んでいます。現在、納付書払いの方は、便利な口座振替をご利用ください。

また、納付が困難な方は、納付相談をさせていただきますので、保険年金課までご連絡ください。

問い合わせ先　保険年金課　☎(076)286 - 6702